

追浜工業 グリーン調達ガイドライン

(お取引先様へのお願い)

第2版 2025年1月

目次

はじめに	3 頁
1 含有化学物質管理の考え方	3 頁
2 適用範囲	4 頁
3 お取引先様にお願いする事項	4 頁
3-1 品質保証協定書の締結	4 頁
3-2 含有化学物質の情報伝達	4 頁
3-3 変更について	4 頁
4 含有化学物質の情報伝達	5 頁
4-1 法規制および業界基準	5 頁
4-2 法規制の順守について	5 頁
5 その他	5 頁
6 お問い合わせ先	5 頁

別表 1 法規制および業界標準

別表 2 禁止物質一覧

別表 3 管理対象物質一覧

改定履歴

はじめに

現在、製品への含有化学物質について消費者の関心も衣食住関連分野を中心に高まってきており有害な化学物質に暴露され、健康への影響の可能性があるのでないかとの観点から、製品中に含有されている化学物質に関する情報開示を求める社会的な要請が高まってきています。

それを受け、製品含有化学物質について欧州が世界を牽引する形で「RoHS 指令」、「REACH 規則」を定め、各国も追随した法規制整備が進んでいます。

弊社が製造する部品及び製品を今後も継続的に販売していくには、それらの法規制対応を要することが必至の状況であります。

すなわち、弊社サプライチェーン全お取引先様に含有化学物質情報のご提供と管理をお願いし、社会要請に応えた安全な部品及び製品を市場に供給する責任と義務を果たさなければなりません。

本件への対応に当たって、含有化学物質管理の考え方ならびに情報伝達についてグリーン調達ガイドラインをまとめましたので、お取引先様各社のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 含有化学物質管理の考え方

含有化学物質管理については、『部品及び製品を構成する全ての調達品ならびに部品及び製品とともに出荷される包装材などの物品が適用範囲』とします。

弊社で製造する部品及び製品は、お取引先様各社より納品される様々な部品で構成され、顧客に納入します。また、弊社から完成製品としても市場に供給しています。

お取引先様各社にて製造されている部品は、原材料からはじまり、調剤や塗料、接着剤等を調達し、加工を施し、梱包して、弊社に納品されます。部品は製造過程にて様々な化学物質が含有され部品となるものがほとんどです。

含有化学物質管理とは文字通り、「部品に最終的に含まれる化学物質の質量がどれくらいあるのか？」ということであり、これを管理し弊社にご報告いただくこととなります。

弊社ではご報告いただいた個々の化学物質が法規制に適合しているか、あるいは自社基準に適合しているかを判断いたします。

2 適用範囲

弊社が生産、販売する製品を構成する部品、材料・副資材（梱包・包装等）に適用します。

3 お取引先様にお願いする事項

3-1 品質保証協定書の締結

3-2 含有化学物質の情報伝達

含有化学物質管理クラウドサービス（ProChemist/AS）にて、弊社の品目ごとに調査を依頼しますので、ChemSHERPAのご提供をお願いします。

ProChemist/AS (NEC)

<https://prochemist.nec.co.jp/ProChemistAS/Login.do>

※ 操作方法等につきましては別途ご案内します。

ChemSHERPA は最新版を使用してください。

<https://chemsherpa.net/tool>

ProChemist/AS の回答期限内に情報伝達をお願いします。

回答期限を過ぎる場合は、必ずご連絡をお願いします。

ChemSHERPA のお取り扱いが無い場合は、弊社の要望に対して都度 SDS、宣言書のご提示をお願いします。

期限までにご回答、ご連絡が無い場合は、図面、仕様書等の記載内容を優先し、お取引先様の責任において禁止物質、管理対象物質は含有していないと判断します。

3-3 変更について

化学物質の含有情報に新たな規制物質の含有が判明した場合や、既に回答済みの ChemSHERPA に変更が生じる場合は、速やかにご連絡をお願いします。

購入先、原材料、製造委託先等に変更が生じる場合は、事前に工程変更申請書および、

ChemSHERPA を提出していただき、承認後に変更するようお願いします。

また、切替えにより顧客での販売に影響が無いよう速やかなご対応をお願いします。

4 含有化学物質の情報伝達

4-1 法規制および業界基準

弊社が対象とする法規制および業界基準は表 1 とし、禁止物質は表 2、管理対象物質は表 3 のとおりです。

4-2 法規制の順守について

弊社が生産、販売する製品を構成する部品、材料・副資材（梱包・包装等）に適用しますので、お取引先様には法規制および業界基準の順守をお願いします。

禁止物質、管理対象物質が含有する場合は、含有率、RoHS 適用除外を問わず必ず情報伝達をお願いします。

お取引先様は国内外の法規制および業界基準の動向を常に状況をご確認いただき、法規制の動向により禁止または、管理対象物質となる場合は、速やかにご連絡をお願いします。

5 その他

下記は瑕疵担保責任が発生しますので注意してください。

- ・ 工程変更申請書の承認が無く納品され、情報伝達の内容が変更になる場合。
- ・ 弊社の同意なく「禁止物質」、「管理対象物質」が含まれている場合。
- ・ 情報伝達された「禁止物質」、「管理対象物質」の最大含有率を越えて納品された場合。

採用検討時点で禁止物質、管理対象物質の含有状況を事前に確認しておく必要がありますので、ご協力をお願いします。

含有化学物質調査のご担当者様に変更になる場合は、含有化学物質管理クラウドサービス (ProChemist/AS) の登録を変更しますので、速やかにご連絡をお願いします。

ご提供いただいた化学物質情報等は、顧客への情報伝達に使用します。
また、本目的以外では社外に漏洩させないよう厳重に管理します。

本ガイドラインは顧客からの要望、国内外の法規制および業界標準等により必要に応じて改定します。

6 お問い合わせ先

追浜工業株式会社 生産部 品質保証課
TEL 046-865-4700 ガイダンスの後 70 (直通)
FAX 046-865-3090
E-MAIL op-chemi-mm25@oppama.co.jp

・別表1 法規制および業界標準

法規制および業界基準／参考 URL
(日本) 化審法 第一種特定化学物質 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/class1specified_index.html
(日本) 労働安全衛生法（第五十五条製造等の禁止） https://laws.e-gov.go.jp/law/347AC0000000057/20250601_504AC0000000068#Mp-Ch_5-Se_2-At_55
(日本) 毒物及び劇物取締法（別表第三特定毒物） https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0000000303#mpat_3
(米国) 有害物質規制法（TSCA） 使用禁止または制限物質（第6条） https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/persistent-bioaccumulative-and-toxic-pbt-chemicals
(EU) ELV 指令 https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02000L0053-20230330
(EU) RoHS 指令 Annex II https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02011L0065-20240201
(EU) POPs 規則 Annex I https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02019R1021-20230828
(EU) REACH 規則 Candidate List of SVHC for Authorisation（認可対象候補物質）および Annex XIV（認可対象物質） https://echa.europa.eu/candidate-list-table
(EU) REACH 規則 Annex XVII（制限対象物質） https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02006R1907-20231201
(中国) 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法 https://www.gov.cn/gongbao/content/2016/content_5065677.htm
(国連) モントリオール議定書（オゾン層破壊物質） https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/law_ozone_outline.html
(国際規格) IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances https://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf

‘25年1月時点での URL を参考として掲載しています。最新版でのご確認をお願いします。ご不明な点等がございましたら、お問合せください。

・別表2 禁止物質一覧

No.	物質群名	主な関係法令
1	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)及び特定代替品	(日本)化審法(第一種特定化学物質) (EU) POPs規則Annex I (EU) REACH規則Annex xvII (米国)有害物質規制法(TSCA)
2	ポリ塩化ナフタレン類(PCN類)	(日本)化審法(第一種特定化学物質) (EU) POPs規則Annex I
3	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	(日本)化審法(第一種特定化学物質) (EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
4	短鎖型塩化パラフィン類(炭素数10~13)	(日本)化審法(第一種特定化学物質) (EU) POPs規則Annex I (EU) REACH規則SVHC
5	アスベスト類	(日本)労働安全衛生法 (EU) REACH規則Annex xvII (米国)有害物質規制法(TSCA)
6	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	(EU) REACH規則Annex xvII
7	ジメチル=フマレート(フマル酸ジメチル)	(EU) REACH規則Annex xvII
8	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)又はその塩	(日本)化審法(第一種特定化学物質) (EU) POPs規則Annex I
9	2-(2H-1,2,3-ベンソトリアール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)	(日本)化審法(第一種特定化学物質) (EU) REACH規則SVHC
10	ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)	(日本)化審法(第一種特定化学物質) (EU) POPs規則Annex I (EU) REACH規則SVHC
11	カドミウム/カドミウム化合物	(EU) ROHS指令 (EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII (EU) 電池規則
12	鉛/鉛化合物	(EU) ROHS指令 (EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII (EU) 電池規則 (米国)有害物質規制法(TSCA)
13	水銀/水銀化合物	(EU) ROHS指令 (EU) REACH規則Annex xvII (EU) 電池規則
14	六価クロム化合物	(EU) ROHS指令 (EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII (米国)有害物質規制法(TSCA)
15	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	(日本)化審法(第一種特定化学物質) (EU) ROHS指令 (EU) POPs規則Annex I
16	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	(日本)化審法(第一種特定化学物質) (EU) ROHS指令 (EU) REACH規則Annex xvII (EU) POPs規則Annex I (米国)有害物質規制法(TSCA)
17	デカブロモジフェニルエーテル(DecaBDE)	(日本)化審法(第一種特定化学物質) (EU) ROHS指令 (EU) REACH規則Annex xvII (EU) POPs規則Annex I (米国)有害物質規制法(TSCA)
18	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	(EU) ROHS指令 (EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
19	フタル酸ジイソブチル(DIBP)、ジイソブチル=フタラート	(EU) ROHS指令 (EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
20	フタル酸ジブチル(DBP)	(EU) ROHS指令 (EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
21	フタル酸ブチルペンジル(BBP)	(EU) ROHS指令 (EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
22	ニッケル/ニッケル化合物(対象:人体接触部位)	(EU) REACH規則Annex xvII
23	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	(EU) REACH規則Annex xvII
24	ジブチルスズ化合物(DBT)	(EU) REACH規則Annex xvII

No.	物質群名	主な関係法令
25	ジオクチルスズ化合物(DOT)	(EU) REACH規則Annex xvII
26	特定有機スズ化合物(3置換有機スズ化合物(トリブチルスズ(TBT)化合物、トリフェニルスズ(TPT)化合物を含む)	(EU) REACH規則Annex xvII
27	オゾン層破壊物質(CFC,Haron,HBFC,HCFCその他)	(国連) モントリオール議定書 (EU) REACH規則Annex xvII (EU) NO. 1005/2009 (米国) 米国大気浄化法
28	放射性物質	(JP) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (JP) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (EU) 理事会指令2013/59/Euratom (US) 原子力規制委員会 (NRC) 10 CFR Part 20
29	ペルフルオロオクタノ酸(PFOA)とその塩及びPFOAのエステル	(日本) 化審法(第一種特定化学物質) (EU) POPs規則Annex I (EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
30	多環芳香族炭化水素(PAH)	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
31	ホルムアルデヒド	(EU) REACH規則Annex xvII (米国) 有害物質規制法 (TSCA)
32	リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)及び特定塩素系化合物	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
33	リン酸イソプロピルフェニル(PIP(3:1))	(米国) 有害物質規制法 (TSCA)
34	長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸化合物(LCPFACs)(C9-C21)	(国連) Pops条約 (EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII (米国) 有害物質規制法 (TSCA)
35	ペンタクロロフェノール(PCTP)	(米国) 有害物質規制法 (TSCA)
36	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHXS)とその塩及びPFHXS関連物質	(国連) Pops条約 (EU) REACH規則SVHC
37	ヒ素及びヒ素化合物	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
38	ポリ塩化ビニル(PVC)とPVCコポリマー及びそれらの混合物	(米国) 半導体技術協会JS709
39	デクロランプラス	(国連) Pops条約 (EU) REACH規則SVHC
40	2-(2H-ベンソトリアゾール2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	(EU) REACH規則SVHC
41	塩化メチレン(ジクロロメタン)	(米国) 有害物質規制法 (TSCA)
42	(日本)化審法指定物質(N0.1~N0.41に該当しない物質)	(日本) 化審法(第一種特定化学物質)
43	(日本)労働安全衛生法指定物質	(日本) 労働安全衛生法
44	(日本)毒物及び劇物取締法特定毒物	(日本) 毒物及び劇物取締法
45	シアン化合物(毒物及び劇物取締法で定義される「毒物」に該当する無機シアン化合物)	(日本) 毒物及び劇物取締法

・別表3 管理対象物質一覧

No.	物質群名	主な関係法令
101	臭素系難燃剤(BFR)(PBB類、PBDE類、HBCDDを除く)	(国際標準) IEC 62474 DB Declarable substancegroups and declarable substances (国際標準) IPC-4101
102	塩素系難燃剤(CFR)	(国際標準) IEC 62474 DB Declarable substancegroups and declarable substances (国際標準) IPC-4101
103	ペリリウム及びその化合物	(EU) REACH規則Annex xvII
104	フッ素系温室効果ガス(PFC、SF6、HFC)	(国際標準) IEC 62474 DB Declarable substancegroups and declarable substanCeS
105	過塩素酸塩	(国際標準) IEC 62474 DB Declarable substancegroups and declarable substanCeS
106	4-4'-イソプロピリデンジフェノール(ビスフェノールA)(BPA)	(国際標準) IEC 62474 DB Declarable substancegroups and declarable substanCeS
107	二塩化コバルト (II)、塩化コバルト	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
108	フタル酸ジ-n-ヘキシル(DnHP)	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
109	フタル酸ジイソデシル(DIDP)	(EU) REACH規則Annex xvII
110	フタル酸ジイソノニル(DINP)	(EU) REACH規則Annex xvII

No.	物質群名	主な関係法令
111	フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)	(EU) REACH規則Annex xvII
112	ホウ酸	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
113	四ホウ酸ニナトリウム類	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
114	耐火セラミック繊維 (RCF)、アルミノ珪酸塩	(EU) REACH規則SVHC
115	耐火セラミック繊維 (RCF)、ジルコニアアルミノ珪酸塩	(EU) REACH規則SVHC
116	メチルヘキサヒドロ無水フタル酸	(EU) REACH規則SVHC
117	4-ノニルフェノール、分岐および直鎖のエトキシレート	(EU) REACH規則SVHC
118	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6-10-アルキルエステルまたはデシル、ヘキシル、オクチルジエステルの混合物	(EU) REACH規則SVHC
119	ノナデカフルオロデカン酸(PFDA)およびそのナトリウムとアンモニウム塩	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
120	分岐及び直鎖型4-ノニルフェノールエトキシレートを01%以上含む亜リン酸トリス(4-ノニルフェニル、分岐及び直鎖型)(TNPP)	(EU) REACH規則SVHC
121	1,2-ジメトキシエタン;エチレングリコールジメチルエーテル(EGDME)	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
122	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
123	1,3-プロパンスルトン	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
124	1,2-ビス(2-メトキシエトキシ)エタン(TEGDME;トリクライム)	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
125	ビス(2-メトキシエチル)=フタラート	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
126	ハホウ酸ニナトリウムアンヒドロ亜酸	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
127	三酸化ニホウ素	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
128	フタル酸ジベンチル、フタル酸ジアミル(DPP)	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
129	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール	(EU) REACH規則SVHC
130	ビス(2-エチルヘキサン-1-イル)=2,2'-[(ジオクタノ-1-イルスタナンジイル)ビス(スルファンジイル)]ジアセタート(DOTE)	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
131	C.I.ダイレクトブラック38	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
132	ジブチルビス(2,4-ベンタンジオナト)スズ(IV)	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
133	2-(2H-ペンソトリアソール-2-イル)-4-(tert-ブチル)-6-(sec-ブチル)フェノール(UV-350)	(EU) REACH規則SVHC
134	2,4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロペンソトリアソール-2-イル)フェノール(UV-327)	(EU) REACH規則SVHC
135	ドデカメチルシクロヘキサシロキサン(D6)	(EU) REACH規則SVHC
136	デカメチルシクロペンタシロキサン(D5)	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
137	オクタメチルシクロテトラシロキサン(D4)	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
138	3,3'-[[1,1'-ピフェニル]-4,4'-ジイルビス(アソ)]ビス(4-アミノナフタレン-1-スルホネート)ニナトリウム(C.I.ダイレクトレッド28)	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
139	フタル酸ジイソベンチル(ジイソベンチル=フタラート)	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
140	水素化テルフェニル	(EU) REACH規則SVHC
141	1,2-ジェトキシエタン	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
142	2,2-ビス(4'-ヒドロキシフェニル)-4-メチルペンタン	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
143	N,N-ジメチルホルムアミド(DMF)	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
144	ジアルキル(C=7~11、分枝、直鎖)=フタラート	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
145	ジヘキシル(分枝、直鎖)=フタラート	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII

No.	物質群名	主な関係法令
146	フタル酸ジイソヘキシル(ジイソヘキシル=フタラート)	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
147	フタル酸ジ分岐アルキルエステル(炭素数6~8、7が主成分)(ジアルキル(C=6~8、分枝、C7に含む)=フタラート)	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
148	フタル酸N-ベンチル-イソベンチル(N-ベンチル-イソベンチルフタル酸)	(EU) REACH規則SVHC
149	フタル酸ジシクロヘキシル(ジシクロヘキサン-1-イル=7タート)	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
150	フタル酸ジベンチル(直鎖、分枝)(ジベンチル(分枝および直鎖)=フタラート)	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
151	2-イミダソリジンチオン(イミダソリジン-2-チオン(2-イミダソリン-2-チオール))	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
152	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナンテトラデカン酸 2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[(2-エチルヘキシル)オキシ]-2-オキソエチル]チ オ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナンテトラデカン酸2-エチル ヘキシルを構成要素とする物質(DOTEとMOTEを構成要素とする物質)	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
153	パーフルオロブタンスルホン酸(PFBS)とその塩	(EU) REACH規則SVHC
154	ジオクチルビス[(1-オキソドデシル)オキシ]スズ、スタナン、ジオクチル、ビス(ココア シルオキシ)誘導体及びその他の全てのスタナン、ジオクチル、ビス(脂肪酸アシル オキシ)誘導体ただし脂肪酸アシルオキシ部分の炭素数が主にC12であるもの	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
155	テトラエチレングリコールジメチルエーテル	(EU) REACH規則SVHC
156	トリス(ジメチルフェニル)=ホスファート	(EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII
157	ペンタデカフルオロオクタ酸アンモニウム	(EU) POPs規則Annex I (EU) REACH規則SVHC (EU) REACH規則Annex xvII

顧客からの要求等により、管理対象基準を追加させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

改定履歴

版数	改定年月	改版履歴
初版	2018年07月	初版発行
第2版	2025年01月	全面的な見直し